

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	①食料品の物価高騰に対する特別加算	保育施設副食費負担支援事業(食料品特別加算分)	①原油価格・物価高騰による食料料費や光熱水費等の値上げによる子育て世帯の給食費の負担を軽減するため、公定価格(月額4,800円)を上限に給食費を全額補助するもの。 ②給食費(免除非該当者) ③園児分に対して重点支援地方交付金を充当する 403,200円×12か月=4,838,400円(うち、1,935,000円) (1月あたり:私立保育園 37人分、私立幼稚園 31人分、町外に通う公立保育園 16人分 合計 84人分) ④越生町に住所を有する認定子どもが入所している保育所等	R7.4	R8.3
2	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	行政区運営費補助事業	①既存の補助とは関係なく、行政区(自治会組織)の集会所の維持管理に対し、物価高騰の影響(光熱水費の高騰を含む)に重点を置いた支援を行うものである。物価高騰による影響で、自治会組織に加入する町民に新たな負担が生じないよう、支援するもの。 ②行政区運営費、集会所等維持管理費 ③④ 行政区運営費 支援対象:町内全ての行政区(一律) 50,000円×29区=1,450,000円 集会所維持管理費 支援対象:集会所を保有する行政区 100,000円×21区=2,100,000円	R7.4	R8.3
3	③消費下支え等を通じた生活者支援	防犯対策事業	①物価高騰を受けた地域を犯罪等から守り、安心・安全な地域の構築を図るための補助金を交付する。 ②防犯用品の購入補助金 ③20,000円上限(1/2補助)×250戸=5,000,000円 ④町内の申請者	R7.4	R8.3
4	⑧地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	地域公共交通対策支援事業	①エネルギー物価高騰の影響を受ける地域公共交通事業者へ、地域に不可欠な交通手段を確保するため、補助金を交付する。 ②事業者への支援金(地域公共交通対策補助金) ③300,000円×2社=600,000円 ④バス・タクシー事業者に対し、補助金を交付するもの。	R7.4	R8.3
5	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	障害福祉サービス事業者物価高騰対策支援事業	①物価高騰に伴い、運営経費の増加が見込まれる障害者施設の、事業者の運営の継続と利用者への安定的なサービス提供に資することを目的として支援する。 ②障害者施設事業者物価高騰対策支援給付金 ③④ グループホーム(入所系)150,000円×3事業者=450,000円 就労継続支援事業所(通所系)150,000円×1事業者=150,000円 生活介護事業所(通所系)150,000円×1事業者=150,000円 放課後等デイサービス(入所系)100,000円×1事業者=100,000円 合計(a)850,000円 消耗品 (b)9,000円 通信運搬費 110円×6通=(c)660円 (a)+(b)+(c)=860,000円	R7.4	R8.3
6	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	介護サービス事業者物価高騰対策支援事業	①物価高騰に伴い、運営経費の増加が見込まれる介護施設の、事業者の運営の継続と利用者への安定的なサービス提供に資することを目的として支援する。 ②介護サービス事業者物価高騰対策支援給付金 ③④ (訪問系)50,000円×2事業者=100,000円 (通所系)100,000円×1事業者=100,000円 (通所系・21人超)150,000円×2事業者=300,000円 (入所系・21人超)200,000円×3事業者=600,000円 (入所系)150,000円×2事業者=300,000円 (入所系・41人超)250,000円×2事業者=500,000円 合計(a)1,900,000円 消耗品 (b)8,000円 通信運搬費 110円×14通=(c)1,540円 (a)+(b)+(c)=1,910,000円	R7.4	R8.3
7	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	ひとり親家庭等支援事業	①物価高騰が続く中で、ひとり親家庭等の子育て世帯における家計を支援するため、該当世帯にお米5kgを2回にわたり配送を行う。 ②お米及び宅配料 ③4,600円×160世帯×2回=1,472,000円 ④低所得世帯支援給付金(R6子ども加算分)受給者、ひとり親家庭、特別児童扶養手当受給者、就学援助受給者世帯等	R7.4	R8.3

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
8	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	保育施設副食費負担支援事業	①原油価格・物価高騰による食材料費や光熱水費等の値上げによる子育て世帯の給食費の負担を軽減するため、公定価格(月額4,800円)を上限に給食費を全額補助するもの。 ②給食費(免除非該当者) ③園児分に対して重点支援地方交付金を充当する 403,200円×12か月=4,838,400円(うち、2,546,000円) (1月あたり:私立保育園37人分、私立幼稚園31人分、町外に通う公立保育園16人分 合計84人分) ④越生町に住所を有する認定子どもが入所している保育所等	R7.4	R8.3
9	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	町内保育施設等応援事業	①原油価格・物価高騰による食材料費や光熱水費等の値上げにより、増大する保育施設等の運営費を補助し、保護者に負担を求めないようとするもの。 ②給食その他運営に係る経費 ③園児分に対して重点支援地方交付金を充当する 4,640円×130人(利用定員)=603,200円 ④町内私立保育園及び幼稚園	R7.4	R8.3
10	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	保育園副食費負担支援事業	①原油価格・物価高騰による食材料費や光熱水費等の値上げによる子育て世帯の給食費の負担を軽減するため、公定価格(月額4,800円)を上限に給食費を全額補助するもの。 ②給食費(免除非該当者) ③園児分に対して重点支援地方交付金を充当する 86,400円×12か月=1,036,800円(うち、545,000円) (1月あたり:公立保育園18人分) ④町立保育園	R7.4	R8.3
11	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	学校給食費無償化事業	①物価高騰による小中学生の保護者の負担を軽減するため、小中学校等における学校給食費の支援を行う。 ②給食費及び物価高騰分 ③生徒分に対して重点支援地方交付金を充当する 小学校分:給食費4,000円×12か月×338人+高騰分600円×12か月×325人=18,564,000円 中学校分:給食費4,700円×12か月×228人+高騰分700円×12か月×220人=14,707,200円 33,271,200円のうち17,511,000円 ④1. 越生町立小中学校に在学している児童生徒の保護者 2. 町内に住所を有し、特別支援学校の小学部又は中学部に在学する児童生徒の保護者 3. 町内に住所を有し、越生町立小中学校以外の小中学校等に在学する児童生徒の保護者	R7.4	R8.3
12	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	こどもの元気をハグくむお米券配布事業	①物価高騰の影響が長引く中、未来の越生町を担う子どもたちにお米券を配布することで、子育て世代の負担軽減を図るとともに、子どもたちの健全な身体づくりの一助とすることを目的とするため、お米券を配布する。 ②お米券の配布に係る事務費 ③18歳以下の子どもに対してお米券を配布する。 事務費:5,948千円 内訳【職員手当100千円、需用費5,201千円、役務費647千円】 ④令和7年9月1日時点で越生町に住民登録している18歳以下の子ども及び令和8年3月31日までに生まれ、越生町に住民登録した子ども。	R7.10	R8.3
13	①食料品の物価高騰に対する特別加算	保育園副食費負担支援事業(食料品特別加算分)	①原油価格・物価高騰による食材料費や光熱水費等の値上げによる子育て世帯の給食費の負担を軽減するため、公定価格(月額4,800円)を上限に給食費を全額補助するもの。 ②給食費(免除非該当者) ③園児分に対して重点支援地方交付金を充当する 86,400円×12か月=1,036,800円(うち、414,000円) ④町立保育園	R7.4	R8.3
14	①食料品の物価高騰に対する特別加算	学校給食費無償化事業(食料品特別加算分)	①保護者の経済的負担の軽減を図り、もって子育て支援を推進する ②給食費及び物価高騰分 ③生徒分に対して重点支援地方交付金を充当する 小学校分:給食費4000円×12月×318人+高騰分600円×12月×318人=17,553,600円 中学校分:給食費4700円×12月×214人+高騰分700円×12月×214人=13,867,200円 小学校転出入差額分(転入3人・転出2人) 13,800円 中学校転出入差額分(転入2人) 64,800円 弁当持参者補助 給食費4000円×12月×1人=48,000円 他学校在校生 1人 16,000円 31,564,000円のうち11,242,000円 ④1.越生町立小中学校に在学している児童生徒の保護者 2.町内に住所を有し、特別支援学校の小学部又は中学部に在学する児童生徒の保護者 児童生徒により県の補助金額が異なるため算定せず 3.町内に住所を有し、越生町立小中学校以外の小中学校等(以下「町立外小中学校等」という。)に在学する児童生徒の保護者	R7.4	R8.3